

# 雇用調整助成金の特例対象となる被災地域関連事業者

平成23年4月6日から、災害救助法適用地域(東京都を除く。以下「特例地域」という。)に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主については、雇用調整助成金の支給要件の特例(※)の対象となります。

(※)最近3か月としている生産量等の確認期間を1か月に短縮しています。また、震災後1か月の生産量等が減少見込みである場合も対象となります。

- 1 助成金を受けようとする事業所の最近1年間(計画届を提出した日が属する月の前月又は前々月から遡った1年間)の総事業量等のうち、特例地域の事業所等との事業量等の占める割合が3分の1以上である場合に、特例地域に準じた特例を受けることができます。
- 2 総事業量等とは、他の事業所又は人との経済的な取引の量(売上又は仕入れの量)の合計をいいます。

## <対象となる事例>

- 例1) 過去1年間の売上高が1,000万円である特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所Bに対する過去1年間の売上高が400万円である→事業所Aは特例の対象となる。
- 例2) 過去1年間の木材の仕入量が50トンである特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所Bからの過去1年間の木材の仕入量が20トンである→事業所Aは特例の対象となる。
- 例3) 過去1年間の売上高が1,000万円である特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所B、C、Dに対する過去1年間の売上高がそれぞれ100万円、180万円、120万円である→事業所Aは特例の対象となる。
- 例4) 車を製造している特例地域外の事業所Aで、車100台の製造にネジ10,000個、フロントガラス100個、タイヤ400個を仕入れる必要がある場合で、特例地域内の事業所Bからの過去1年間のネジの仕入れ個数が4,000個である→事業所Aは特例の対象となる。
- 例5) 過去1年間の宿泊者数が200名であった旅館Aにおいて、特例地域から来た過去1年間の宿泊者が70名である→旅館Aは特例の対象となる。